

第2章 保安業務

第1 認定申請（法第29条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第12「保安機関認定申請書」

(2) 申請時期

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、認定を受けること。

(3) 添付書類


ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）


ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第13「保安業務計画書」


オ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

カ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

キ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）

ク 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）

ケ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109～110ページ）

コ 役員及び構成員の構成を説明した書面（申請者が法人の場合のみ）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

サ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (112 ページ)

シ 保安機関事業所連絡票

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (113 ページ)

ス 保安業務用機器に関する事項

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (114 ページ)

セ 保安業務用機器の写真

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 認定の基準について

法第31条に基づく基準に適合するものであること。

4 認定について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第3号「保安機関認定書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 保安業務を行う販売所の所在地は、さいたま市内のみであること。

(2) 緊急時対応を行おうとする範囲図については、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内に到着し、所要の措置を行える範囲を明示すること。

第2 認定更新申請（法第32条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第14「保安機関認定更新申請書」

(2) 申請時期

保安機関の認定の更新を行おうとする者は、認定機関の満了する30日前までに認定の更新の申請を行うこと。

(3) 添付書類


ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）


ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第13「保安業務計画書」

オ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

カ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）

キ 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）


ク 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109～110ページ）

ケ 役員及び構成員の構成を説明した書面（申請者が法人の場合のみ）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

コ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（112ページ）

サ 保安機関事業所連絡票

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (113 ページ)

シ 保安業務用機器に関する事項

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (114 ページ)

ス 保安業務用機器の写真

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 認定の基準について

法第32条第2項で準用する法第31条に基づく基準に適合するものであること。

4 認定について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「保安機関更新認定書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 保安業務を行う販売所の所在地は、さいたま市内のみであること。
- (2) 緊急時対応を行おうとする範囲図については、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内に到着し、所要の措置を行える範囲を明示すること。
- (3) 複数の保安機関が承継されて一つの保安機関となった場合、その認定期間は、承継されたもののうち、最も早く満了するものとなる。

第3 変更の届出（法第35条の4で準用する法第8条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第20「保安機関変更届書」

(2) 届出時期

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号の事項について変更をしたときは、遅滞なく届出すること。


2 添付書類について

(1) 氏名・名称、住所、(法人の場合) 代表者の氏名

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）


イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

ウ 欠格事由に関する事項（法人の代表者の変更の場合に限る。）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109ページ）

(2) 保安業務を行う事業者の名称、所在地

ア 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）

第4 承継の届出（法第35条の4で準用する法第10条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第21「保安機関承継届書（甲）」

(2) 届出時期

保安機関の事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、遅滞なく届出すること。


2 添付書類について

(1) 申請者が個人の場合

ア 住民票の写し

イ 戸籍謄本

ウ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（110ページ）

エ 規則様式第23「保安機関相続同意証明書」（相続人全員の同意により選定された場合）


オ 規則様式第24「保安機関相続証明書」（エ以外の場合）

(2) 申請者が法人の場合


ア 法人登記簿謄本の写し

イ 定款の写し


ウ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109ページ）

エ 役員及び構成員の構成を説明した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

オ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (112 ページ)

カ 規則様式第22の2「保安機関事業譲渡証明書」(事業の全部の譲り渡しの場合に限る。)

キ 事業の全部の譲渡しを証する書面 (事業の全部の譲り渡しの場合に限る。)

ク 規則様式第24の2「保安機関事業承継証明書」(分割によって事業を承継した場合)

ケ 事業の全部の承継を証する書面 (分割によって保安機関の事業を承継した場合)

3 その他

承継によりさいたま市所管でなくなる場合は、規則様式第22「保安機関承継届書(乙)」により届出を行うこと。

第5 一般消費者の数の増加認可申請（法第33条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第15「一般消費者等の数の増加認可申請書」


(2) 申請時期

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者の数を認定された範囲を超えて増加しようとするときは、一般消費者の数の増加の認可を受けること。


(3) 添付書類

ア 規則様式第13「保安業務計画書」


イ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

ウ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

エ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）


オ 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）

カ 保安機関事業所連絡票

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（113ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 認可の基準について

法第33条第3項で準用する法第31条（第3号及び第4号を除く）に基づく基準に適合するものであること。

4 認可について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第6号「一般消費者等の数の増加認可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 保安業務区分を新たに追加する場合は、一般消費者等の数の増加の認可ではなく、新たに追加の保安機関認定申請が必要となる。なお、追加した保安業務区分の認定期間は、その認定の日から5年間となり、もともと認定を受けていた保安業務区分の認定期間とは異なることに留意すること。
- (2) 認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、予め保安業務規程変更認可申請が必要となる。

第6 一般消費者の数の減少届出（法第33条第2項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第16「一般消費者等の数の減少届書」


(2) 届出時期

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者の数を認可された数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく届出すること。


(3) 添付書類

ア 規則様式第13「保安業務計画書」

イ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

ウ 保安業務資格者等一覧

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

2 その他

認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、予め保安業務規程変更認可申請が必要となる。

第7 保安業務規程認可申請（法第35条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第17「保安業務規程認可申請書」

(2) 申請時期

認定を受けた保安機関は、保安業務を行う場合には、保安業務規程の認可を受けること。

(3) 添付書類

保安業務規程

保安業務規程には次の事項について記載すること。

ア 事業所の所在地

イ 事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数

ウ 保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項

エ 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項

オ 区分ごとの保安業務実施の方法

カ 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法

キ その他保安業務に関し必要な事項

※ア～エについては、規則様式第13「保安業務計画書」でも可とする。

第8 保安業務規程の変更申請（法第35条の4で準用する法第8条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第18「保安業務規程変更認可申請書」

(2) 申請時期

認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は事前に申請し認可を受けること

(3) 添付書類

ア 保安業務規程

保安業務規程には次の事項について記載すること。

1. 事業所の所在地
2. 事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
3. 保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
4. 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
5. 区分ごとの保安業務実施の方法
6. 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
7. その他保安業務に関し必要な事項

※1～4については、規則様式第13「保安業務計画書」でも可とする。

イ 変更の詳細が確認できるもの。

第9 認定行政庁の変更届出（法第35条の4で準用する法第6条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第19「認定行政庁変更届書」

(2) 届出時期

市長から認定を受けた保安機関が、さいたま市以外の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこと（管轄行政庁が「市」から「国又は県」に変更）となり、引き続き保安業務を行おうとする場合において、第29条第1項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なく届出すること。

第10 実施状況報告（施行規則第132条）

1 報告書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第17「液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書」

(2) 提出時期

事業年度経過後3月以内に、報告すること。

第11 廃止の届出（法第35条の4で準用する法第23条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第25「保安業務廃止届書」

(2) 提出時期

保安機関が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安機関認定書（返納）